

# 相談窓口一覧

## ●ケア24（杉並区地域包括支援センター）（20ヶ所）

No	圏域	ケア24名	住所	電話番号	FAX番号
1	井草	上井草	上井草3-33-10 (特別養護老人ホーム上井草園内)	3396-0024	5311-1291
2		下井草	下井草2-44-4 (ビル3階)	5303-5341	5303-5342
3	西荻	善福寺	西荻北4-31-11 (西荻ミキサソハイツ1階)	5311-1024	5311-1027
4		上荻	上荻3-29-5 (杉並会館等複合施設内)	5303-6851	5303-6853
5		西荻	西荻南4-2-7 (西荻達診療所2階)	3333-4668	3333-3968
6	荻窪	清水	清水2-15-24 (特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑内)	5303-5823	5382-2633
7		荻窪	荻窪5-20-1 (杉並保健所5階)	3391-0888	3391-2304
8		南荻窪	南荻窪2-28-13 (荻窪会議室1階)	5336-3724	5336-3727
9	阿佐谷	阿佐谷	阿佐谷北1-3-12 (樺ビルディングB館1階)	3339-1588	3339-1600
10		成田	成田西3-7-4 (2階)	5307-3822	5307-3820
11		松ノ木	松ノ木3-3-4	3318-8530	3318-8533
12	高円寺	高円寺	高円寺南4-26-16 (ビクトリアプラザ高円寺 4階)	5305-6151	5305-6152
13		梅里	梅里1-7-17 (K&Iビル5階)	5929-1924	5929-1925
14		和田	和田3-52-4 (和田ふれあいの家2階)	5305-6024	5305-6023
15	高井戸	久我山	久我山3-47-16 (特別養護老人ホームさんじゅ久我山内)	5346-3348	5336-3370
16		高井戸	高井戸西1-12-1 (認知症介護研究・研修東京センター内)	3334-2495	3334-2307
17		浜田山	浜田山1-36-3 (浜田山会館内)	5357-4944	5357-4966
18	方南・和泉	堀ノ内	堀ノ内1-6-6 (老人保健施設ウェルファー内)	5305-7328	5305-7331
19		永福	永福3-35-11	5355-5124	5355-5125
20		方南	方南2-6-28 (方南二丁目福祉施設内)	5929-2751	5929-2757

## ●区役所内

介護保険課	3312-2111(代)
-------	--------------

# 介護保険の 住宅改修

住み慣れたわが家で自立して暮らすために

住宅改修費の  
支給には事前の  
申請が必要です



# はじめに

介護が必要となってからも、  
 できるだけ住み慣れたわが家で暮らしたい——  
 そのためには、要支援者や要介護者の自立を助け  
 介護者を支援するような、住まいの整備が必要となります。  
 介護保険制度では、在宅サービスのメニューのひとつとして  
 「住宅改修費の支給」があります。  
 在宅生活を続けるポイントともなる住宅改修、  
 その利用のしかたをご紹介します。

# もくじ

住宅改修で期待できる効果は	2
介護保険でできる住宅改修は	3
在宅生活を支える住宅改修例① 玄関	6
在宅生活を支える住宅改修例② トイレ	7
在宅生活を支える住宅改修例③ 浴室	8
在宅生活を支える住宅改修例④ 階段・廊下	9
在宅生活を支える住宅改修例⑤ 寝室	10
在宅生活を支える住宅改修例⑥ 台所	11
介護保険「住宅改修」の手続きのしかた	12
住宅改修を行うときに注意したいこと	26
福祉用具の利用もいっしょに考えましょう	28

この冊子では、わかりやすく解説するために、以下のように表記しています。  
 ●「利用者」とは、介護保険で要支援／要介護と認定された人を指します。  
 ●「ケアマネジャー」とは介護支援専門員を指します。

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。



## どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定された方が対象となり、要支援1・2の方は介護予防住宅改修費、要介護1～5の方は住宅改修費の支給を受けられます。

※非該当と認定された方でも、介護保険以外の住宅改修給付事業で住宅改修ができる場合があります。(詳しくは、事前にケア24(杉並区地域包括支援センター：裏表紙参照)へ相談してください。)



## いくら支給されるの？

要介護状態区分(要介護度)にかかわらず、支給限度額を1人20万円として、住宅改修に要した費用の9割から7割が、介護保険から支給されます。支給方法には2種類あります。

### 償還払い制度

利用者がいったん改修費用の全額を施工事業者へ支払い、後から保険給付分の支払いを受けます。償還払いは、どの施工事業者でもご利用いただけます。

### 受領委任払い制度

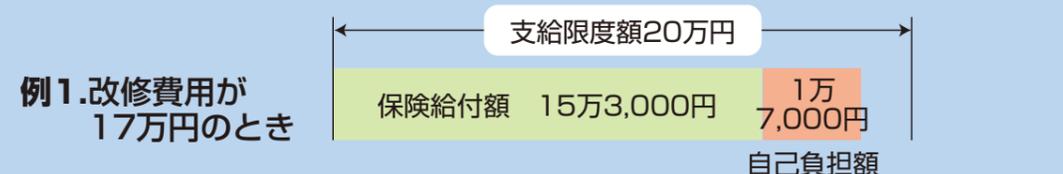
利用者が改修費用(保険適用分)のうち、利用者負担(1割から3割)に応じた金額を施工事業者へ支払い、保険給付分を利用者の委任に基づき、区から直接、施工事業者へ支払います。受領委任払い制度は、登録事業者のみご利用いただけます。

※介護保険料の滞納により給付制限を受けている方、入院中の方、または認定申請中の方は受領委任払い制度を利用できません。

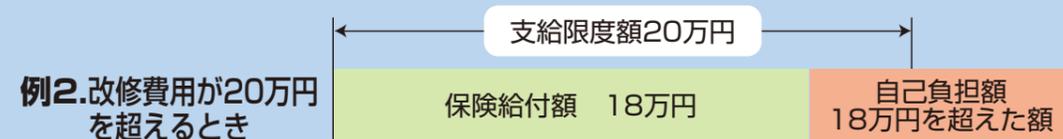
※負担割合については、介護保険負担割合証にて確認してください。

※詳しくは、P12～15、P17、P24～25をご覧ください。

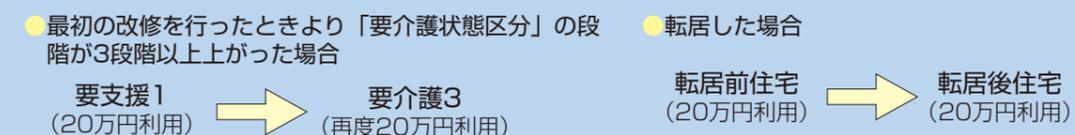
■例えば、介護保険の負担割合が「1割」の方(9割が介護保険から支給される場合)



※残りの3万円については、次回の住宅改修の際に利用することができます。



住宅改修にかかる支給限度額は、被保険者証や負担割合証に印字された住所における現に居住する住まいについて、原則として1人20万円です。しかし、次のような場合には、再度20万円の利用が可能です。



くわしい内容はP12～15をご覧ください。



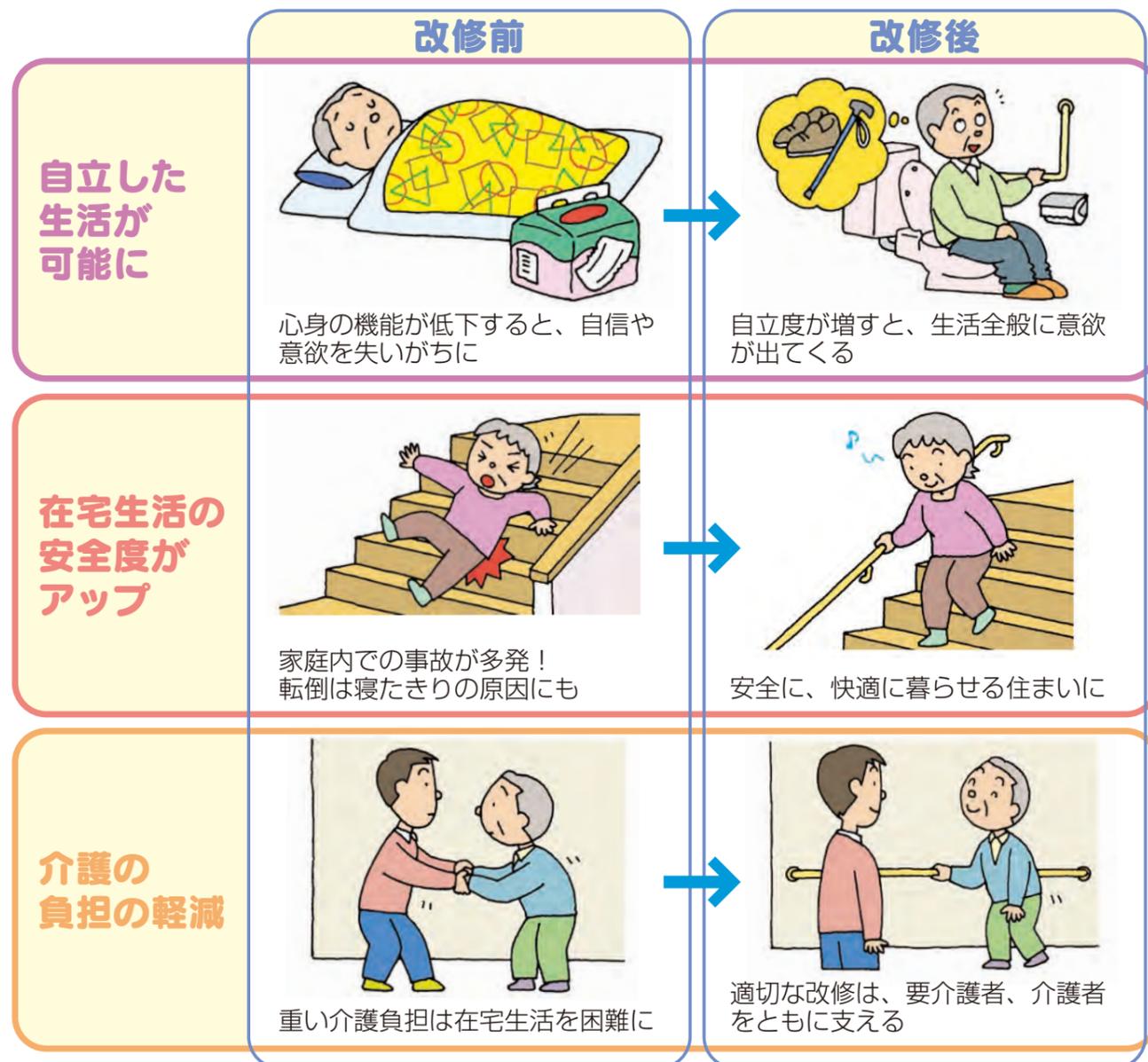
# 住宅改修で期待できる効果は

## 住まいを整えれば心身の状態が変わる

心身の機能が低下して介護が必要となったとき、住まいを安全で使いやすく整えることは、在宅生活を続けるうえでの大きなポイントとなります。

生活環境が整うと、今まで「できない」と思っていたことができるようになったり、心身の状態が改善することが珍しくありません。日常生活の自立度がアップすれば、必要な介護サービスも変わり、より有効な利用のしかたが可能になるでしょう。介護する側の負担が軽減されることも大きなメリットです。

「寝たきりになってしまうのか」とか「在宅での介護はもう無理だ」とあきらめる前に、住み慣れたわが家で暮らし続けるためにはどこが不便で不自由なのか、改善するためには何が必要なのか、そんな視点で住まいをもう一度見直してみましょう。



# 介護保険でできる住宅改修は



## どんな改修ができるの？

介護保険の給付の対象となる住宅改修は、次のように定められています。

- ①手すりの取り付け ②段差の解消 (床面等の拡張・延長は対象外です。)
- ③滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取り替えなど ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥①～⑤の改修にともなって必要となる工事

※新築、大規模リフォーム、老朽化、破損、身体状況に関係のない改修は対象となりません。

## 1 手すりの取り付け

廊下、階段、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路（玄関アプローチ）などに、転倒防止や移動補助のために手すりを取り付ける工事です。

●便器に取り付けたり、浴槽縁に取り付ける、いわゆる建築工事をともしない手すりは「福祉用具貸与」または「特定（介護予防）福祉用具購入費の支給」で利用できます。

### 対象外工事

- 集合住宅などの共有部分の手すり
- 敷地外の手すり
- 着脱式の手すり



## 2 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関などの各室間の段差や、玄関アプローチの段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置したり、浴室の床をかさ上げするなどの工事です。通路等の傾斜の解消も含まれます。

●屋外（自宅敷地内に限る）でも道路に出るための通路部分であれば対象となります。また、掃き出し窓、縁側と地面との段差解消も対象となります。

●取り付け工事をともなわないスロープや段差解消機は「福祉用具の貸与」で、浴室用のすのこは「特定（介護予防）福祉用具購入費の支給」で利用できます。

### 対象外工事

- スロープや踏み台を固定せずに置くだけ
- 昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事
- すでに低い浴槽をさらに低いものに取替える工事
- 既存のユニットバスから新たなユニットバスへの交換工事



# 介護保険でできる住宅改修は



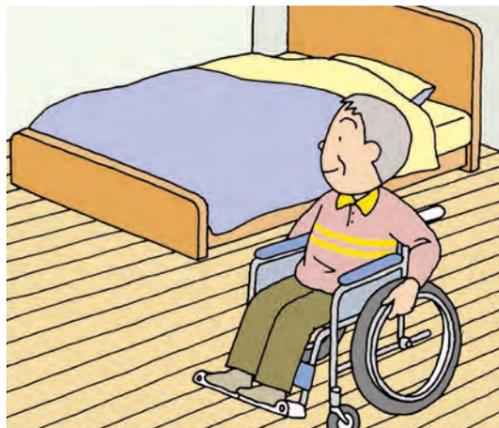
## 3 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更

居室を畳敷きから板張り、ビニール系床材に変更する／浴室の床を滑りにくいものへ変更する／通路面を滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。

●屋外でも道路に出るための通路部分（自宅敷地内に限る）であれば対象となります。

### 対象外工事

- 老朽化による床材の張替え
- 滑り止めマットを置くだけ
- 転倒時のけが防止のために、床をやわらかい材質のものに変更



## 4 引き戸などへの扉の取り替えなど

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどに取り替える工事です。扉全体の取り替えや撤去のほか、ドアノブの変更や戸車の設置、吊元の変更も含まれます。

●門扉も対象となります。

●重い戸を軽くする改修も対象となります。

※例えば、戸車を取付けたたり、レールを敷設するなど

### 対象外工事

- 引き戸への扉の取り替えにあわせて、自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当費用
- 間口の拡大 ●雨戸の取り替え



## 5 洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器から洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きも含む）へ取り替える工事です。

●洋式便器の向きを変える工事も対象となります。

●据え置き腰掛便座は「特定（介護予防）福祉用具購入費の支給」で利用できます。段差のある和式便器（「汽車便（きしゃべん）」など）は、まず変換便座の使用について検討してください。

### 対象外工事

- 洋式便器から洋式便器への取り替え
- 既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置
- 自宅と店舗等の共用のトイレ



## 6 1～5の改修にともなって必要となる工事

- 手すり取り付けのための下地の補強
- 浴室の床の段差解消（床のかさ上げ）にともなう給排水設備工事
- スロープの設置にともなう転落防止柵の設置
- 床材の変更のための下地の補修や根太の補強
- 通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えにともなう壁または柱の補修
- 便器の取り替えにともなう給排水設備工事（水洗化工事を除く）、床と壁の補修

## こんなときは「住宅改修費」の対象になる？

●住宅改修をとまなわない、設計および積算のみの費用は対象となりません。

●**新築、大規模リフォーム、老朽化、破損、身体状況に関係のない改修は対象となりません。**ただし、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡幅にともない和式便器から洋式便器に取り替える場合などは対象となります。

●「住宅改修費」の対象外の工事をあわせて行うときは、対象部分の抽出、**あんぶん**按分など適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

●本人や家族が大工を営んでいる場合等で本人や家族などが自ら改修を行った場合は、材料の購入費のみが対象となります。

●浴槽の取替えに伴うシャワー・水栓の設備工事は対象となりません。

●電気工事（コンセントの新設など）は対象となりません。



## 「設備給付」について

●**対象者**：介護保険の要介護認定で要支援・要介護と認定された**65歳以上の人（現地調査有）**

●**対象工事**：①浴槽の取替え 給付限度額 379,000円

②流し・洗面台の取替え（車いす対応） 給付限度額 156,000円

③和式便器の洋式化 給付限度額 106,000円

●**注意事項**：

●①と③については、あくまで介護保険住宅改修の補足給付となりますので、**介護保険住宅改修費に残額があることが条件となります。**また、①は、浴槽とその付帯工事（補修・給湯設備等）のみが対象で、20万円を超える工事の場合は**2社の見積り**が必要です。

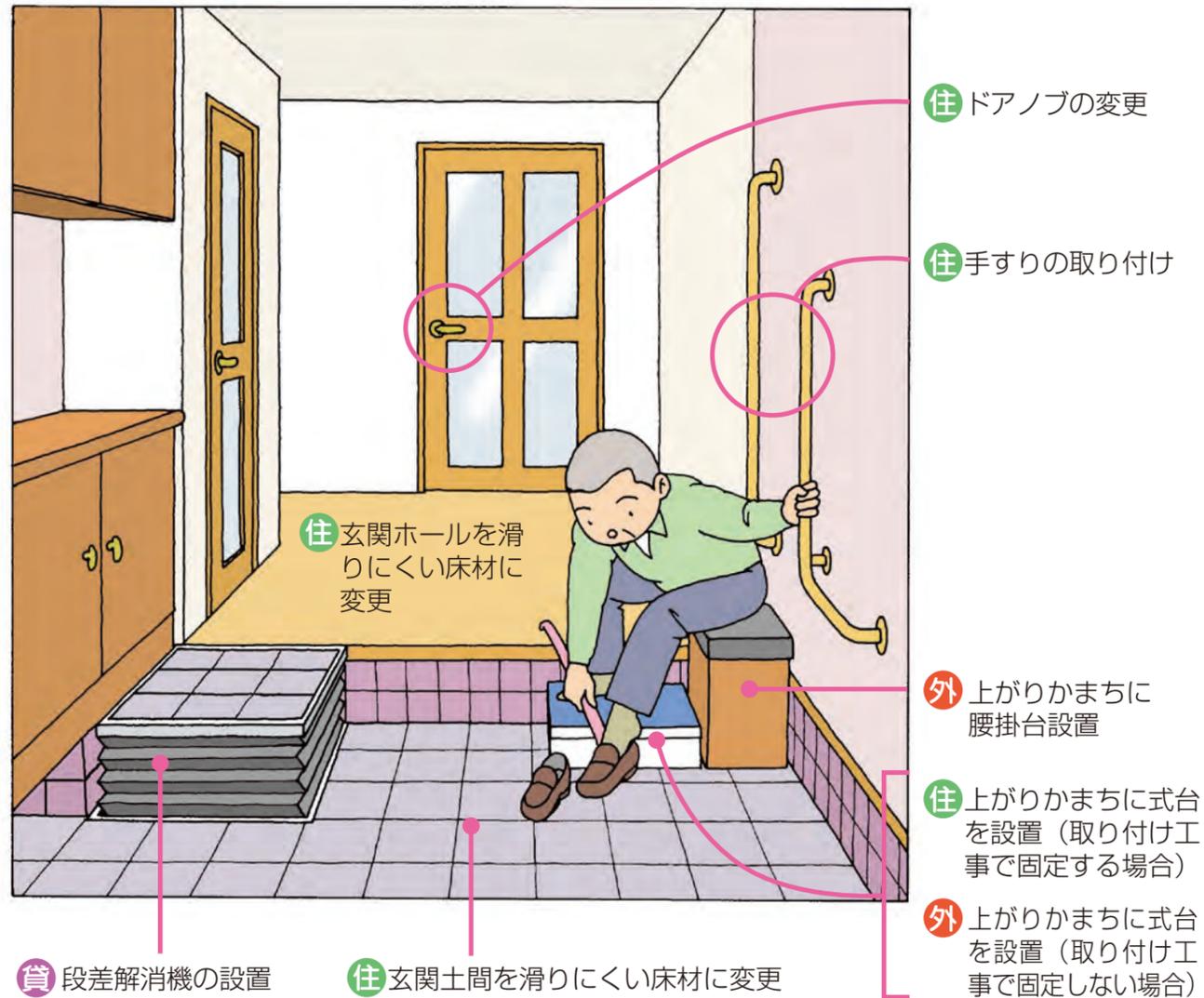
●②については、**介護保険住宅改修にはない工事種目**ですので、**介護保険住宅改修費の残額がなくても申請できます。**（申請書、理由書、添付書類等は、通常の住宅改修と同じで、必ず事前申請をしてください。）

●①、②、③とも適用額の1割は自己負担となります（ただし生活保護受給者の人は自己負担なし）。また、**限度額まで使わなかったとしても、支給できるのはそれぞれ1回だけです。**要介護の段階が3段階以上上がった場合でも、再度利用することはできません。

●**適用される工事の内容等詳しくは、介護保険課給付係にお問い合わせください。**

# 玄関

玄関の敷居、玄関ポーチの階段、アプローチと公道との間の段差は、高齢者が外出する際の大きな障害となります。「足元が不安で外出がおっくうになる」「介護者の手をわずらわせないよう外出は最小限に」といった生活は、心身の機能の低下や閉じこもりを招きます。地域とのつながりを保てるような改修を考えてみましょう。



凡例 住：住宅改修費給付対象 外：対象外 貸：福祉用具貸与対象

## わが家の玄関をチェックしてみましょう

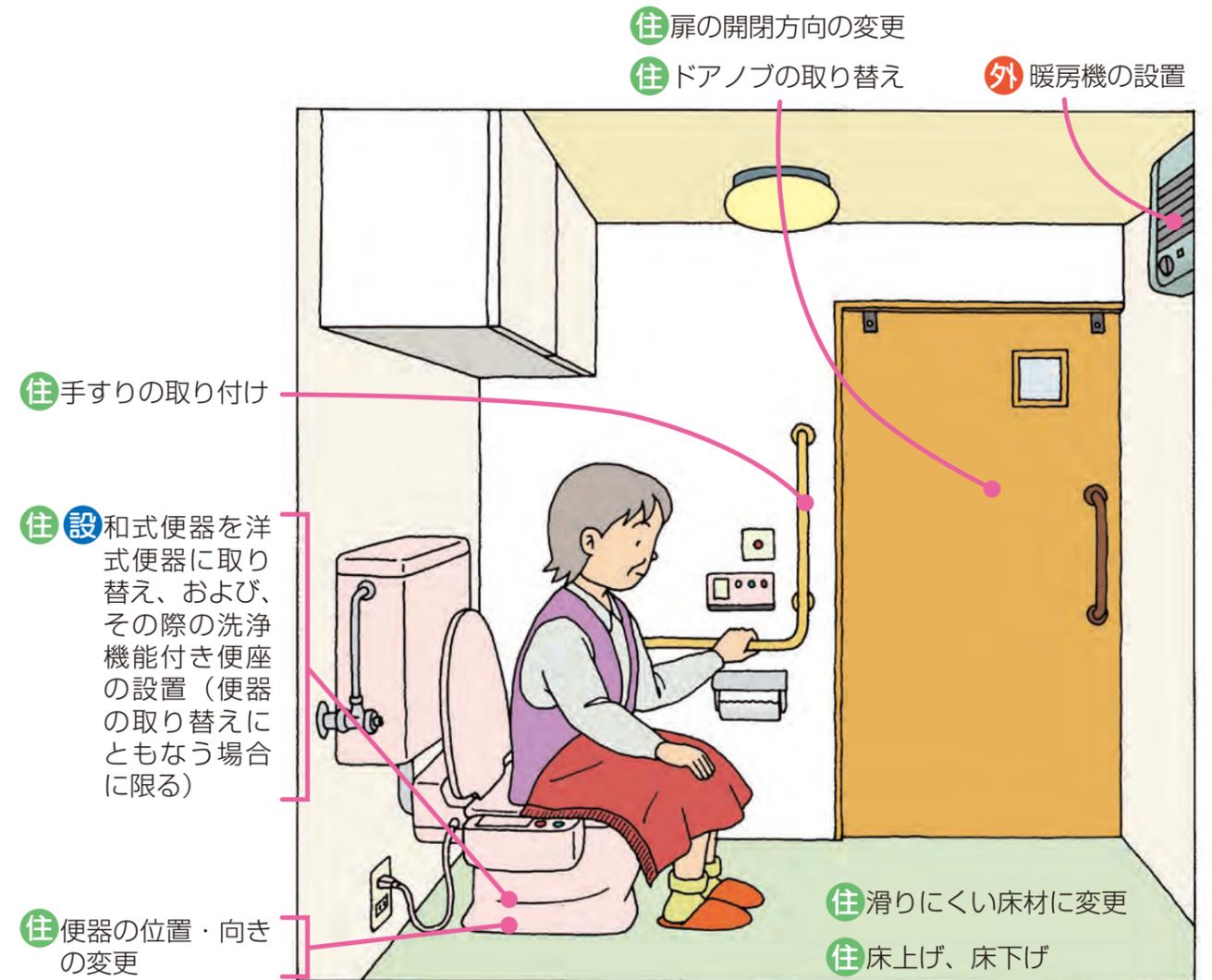
該当数が多いほど要注意!!

- 上がりかまちが高すぎる
- 玄関に手すりがない
- 玄関マットは足を乗せると動く
- 玄関から公道までの間に段差がある
- 玄関先やアプローチが雨に濡れると滑りやすい



# トイレ

トイレは日常生活の中で、利用する回数が最も多い場所です。そのため、排泄の介助が必要になったときには、介護者の負担が重くなりがちです。また排泄の自立は本人の尊厳を守り、生活全般への意欲をうながすことにつながります。トイレの改修は、在宅生活を続けるための大きなポイントです。



凡例 住：住宅改修費給付対象 外：対象外 設：設備給付

## わが家のトイレをチェックしてみましょう

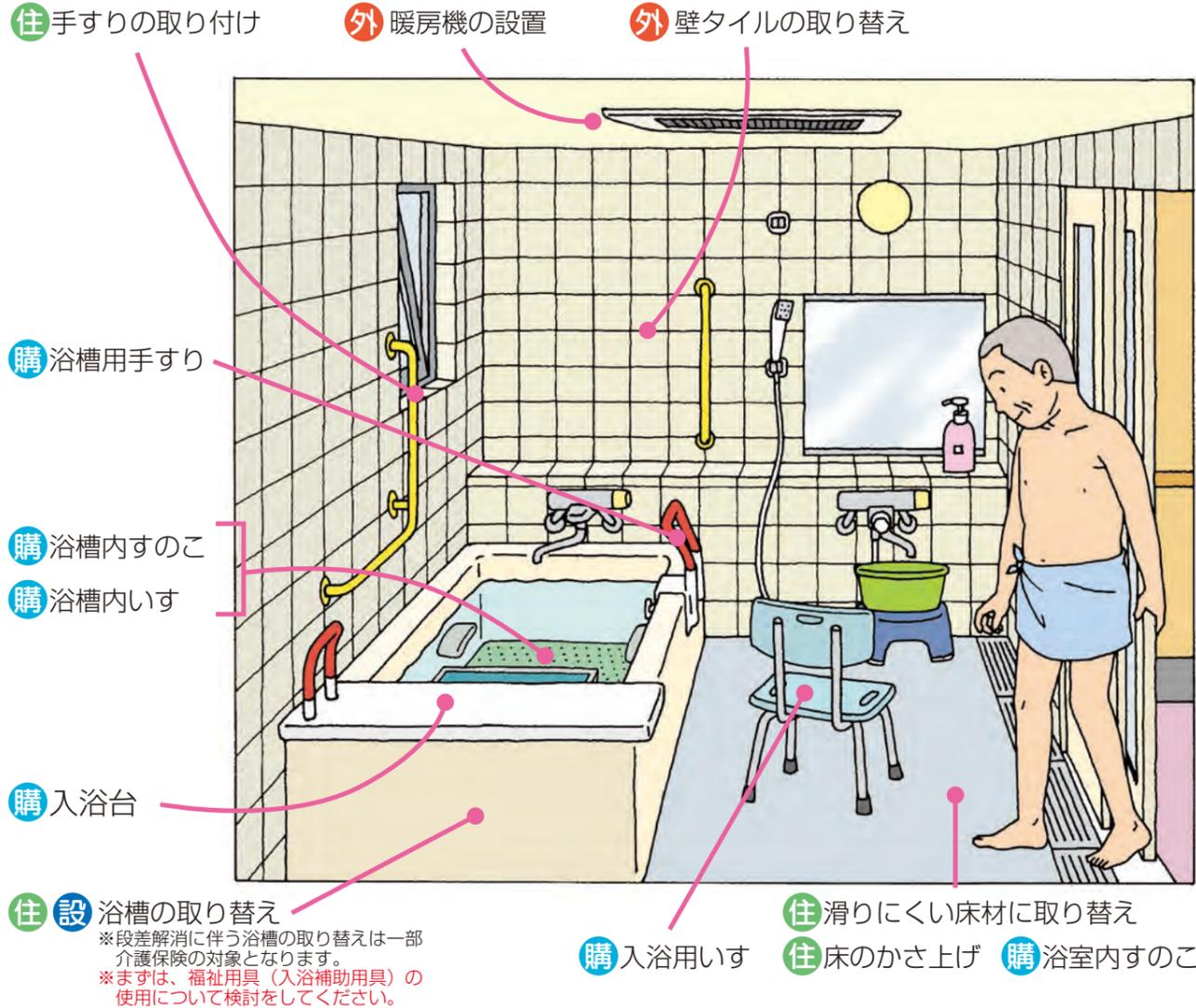
該当数が多いほど要注意!!

- 立ち上がりのための手すりがいない
- 洋式便器になっていない
- 中で倒れた場合、ドアが内開きなので開けられないおそれがある
- 出入口に段差がある
- 床が滑りやすい



# 浴室

滑りやすく、バランスを崩しやすい浴室は、家庭内で最も事故が多い場所のひとつです。また、入浴の介助は負担が大きいことから、要介護度が重くなるにつれ自宅での入浴が困難になります。安全を確保し、介護者の負担を減らす浴室の改修を検討してみましょう。自宅のお風呂にいつでも入れることは、心身の健康にも大きく役立ちます。



凡例 住:住宅改修費給付対象 購:福祉用具購入費給付対象 設:設備給付 外:対象外

## わが家の浴室をチェックしてみましょう

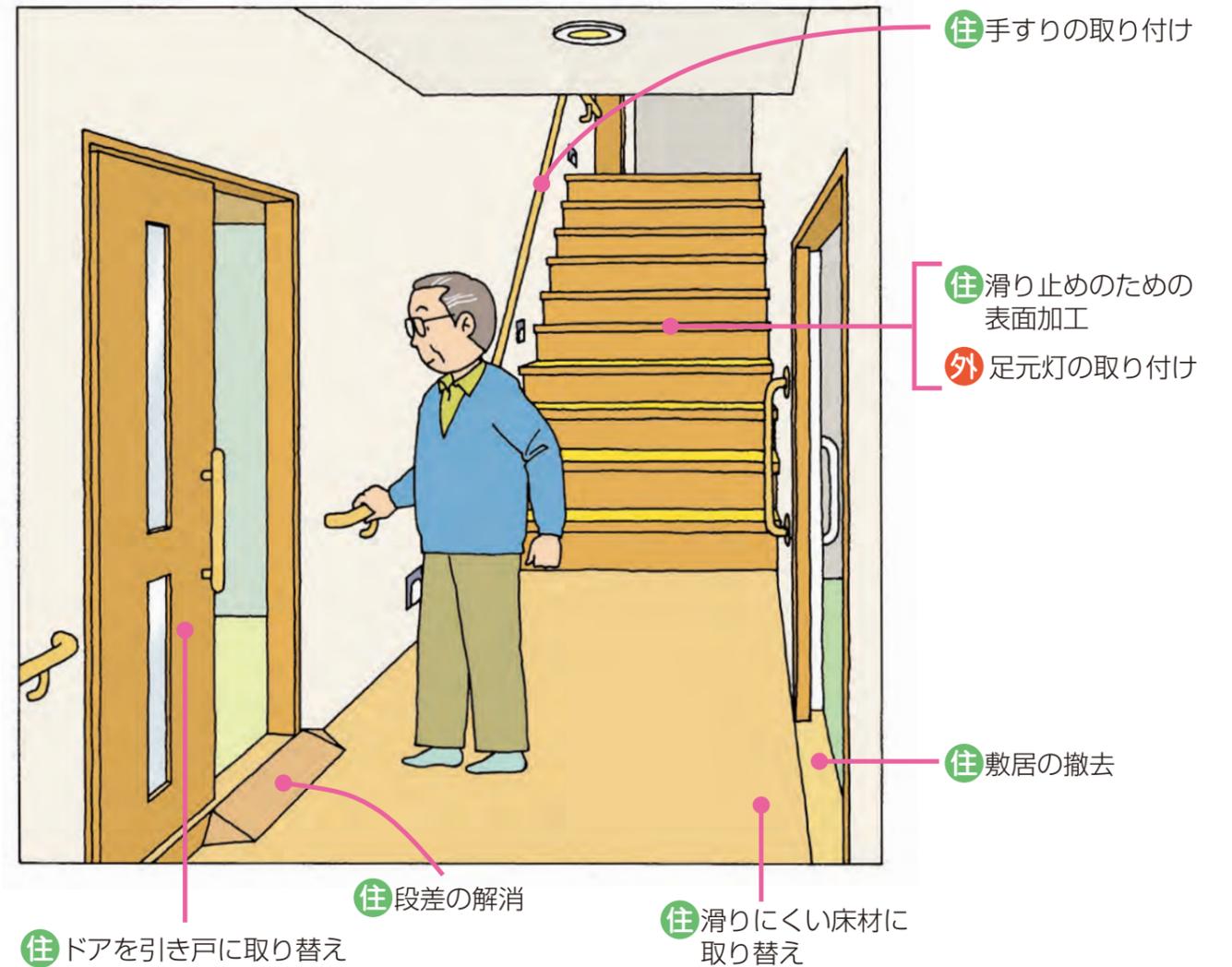
該当数が多いほど要注意!!

- 浴室や浴槽の床が滑りやすい
- 浴室の入り口や浴槽の出入りにつかまる手すりがない
- 浴槽が高くまたぎにくい
- 中で倒れた場合、ドアが内開きなので開けられないおそれがある
- 脱衣場と洗い場に段差がある



# 階段・廊下

階段を踏み外して転落すると、大きなけがにつながります。高齢者の生活スペースは階段を使用しなくてもすむ間取りが理想ですが、やむを得ない場合は、ぜひ手すりを取り付けましょう。廊下を含め、物を置いたり、滑りやすいスリッパを履いたりしないといった日常生活上の注意も必要です。

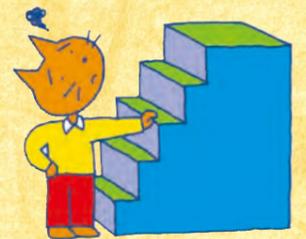


凡例 住:住宅改修費給付対象 外:対象外

## わが家の階段・廊下をチェックしてみましょう

該当数が多いほど要注意!!

- 手すりがない
- 床が滑りやすい
- 照明が不十分で足元が暗い
- 階段の勾配がきつい、踏み板の幅が狭い、蹴込み板がない
- 階段が滑りやすい



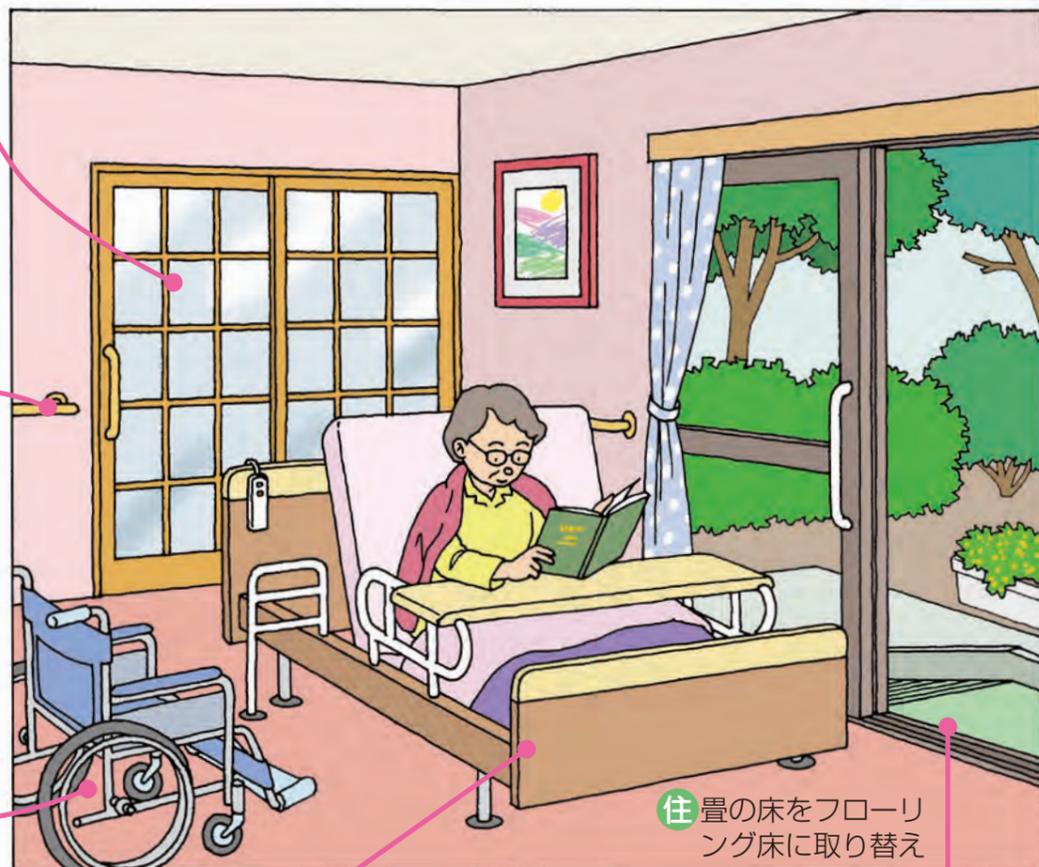
# 寝室

寝室は、心身の機能が低下してきたときには生活の中心となる場所です。陽あたりがよく、トイレなどに近い部屋を確保しましょう。「寝たきりは寝かせきりからつくられる」といわれます。“動かないですむ”ための部屋ではなく、残された身体機能を生かし、できる限り自立した生活ができるような部屋作りを考えましょう。

**住** 出入口のドアを引き戸に取り替え

**住** 壁に手すりを取り付け

**貸** 車いすを利用



**住** 畳の床をフローリング床に取り替え

**貸** 特殊寝台と付属品（ベッド用手すり、マットレス、テーブルなど）を利用

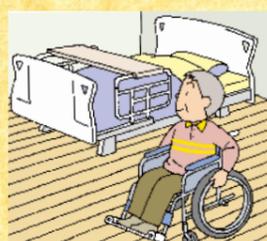
**住** 掃き出し窓にスロープを設置

凡例 **住**:住宅改修費給付対象 **貸**:福祉用具貸与対象

## わが家の寝室をチェックしてみましょう

該当数が多いほど要注意!!

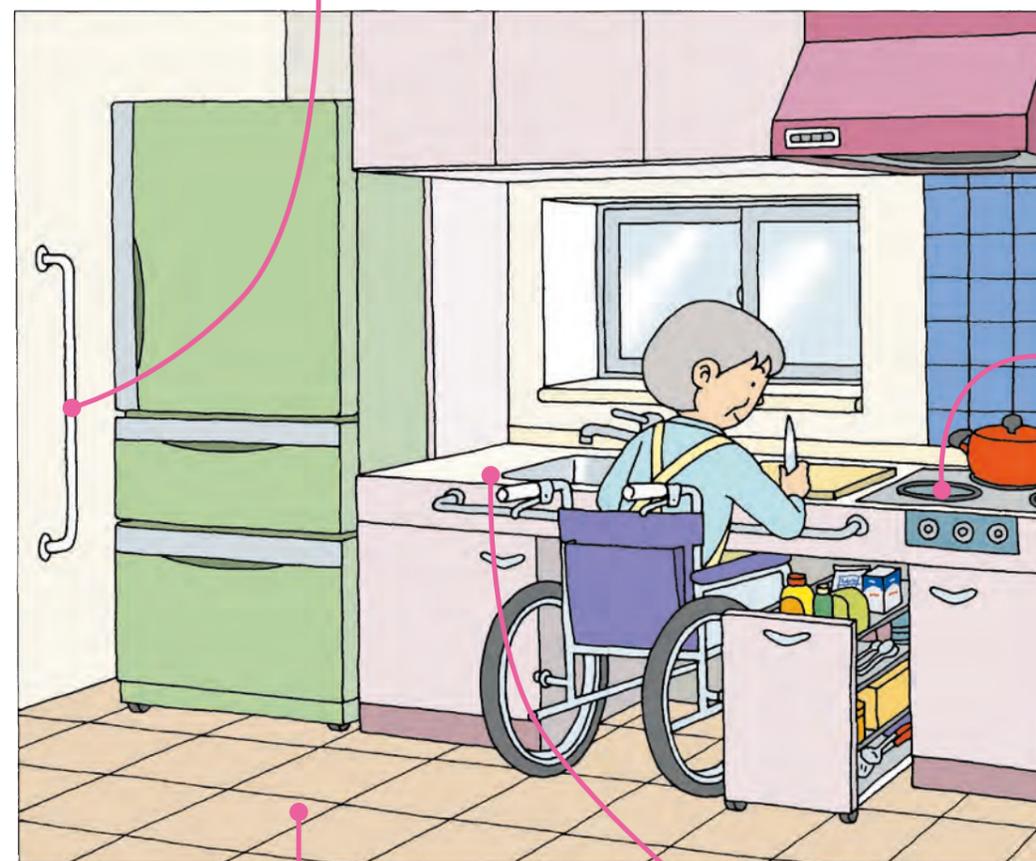
- 畳の部屋で、布団を敷いて寝ている
- じゅうたんやマットが部分的に敷かれており、足を引っ掛けやすい
- 床面に電気コードや新聞紙など、足をとられやすい物がある
- 入り口に段差がある



# 台所

栄養バランスのとれた食事を作り、おいしくいただくことは、心身の健康の基本です。しかし、作業しづらく身体に負担がかかり、安全面での不安が大きい台所では、食の自立からどんどん遠ざかることになりがちです。わが家の味をいつまでも楽しめるよう、こんな改修を考えてみましょう。

**住** 手すりの取り付け



**外** ガスコンロを電磁調理器に取り替え

**住** 滑りにくい床材に取り替え

**設** 流し台の高さを、車いすに座って作業できる位置に下げる

凡例 **住**:住宅改修費給付対象 **設**:設備給付 **外**:対象外

## わが家の台所をチェックしてみましょう

該当数が多いほど要注意!!

- 床が水に濡れると滑りやすくなる
- 日常的な物を出すのに踏み台に上がる必要がある
- 流し台の高さが高く作業しづらい
- コンロのまわりに十分なスペースがない
- 火災報知機やガスもれ警報器が付いていない



# 介護保険「住宅改修」の手続きのしかた



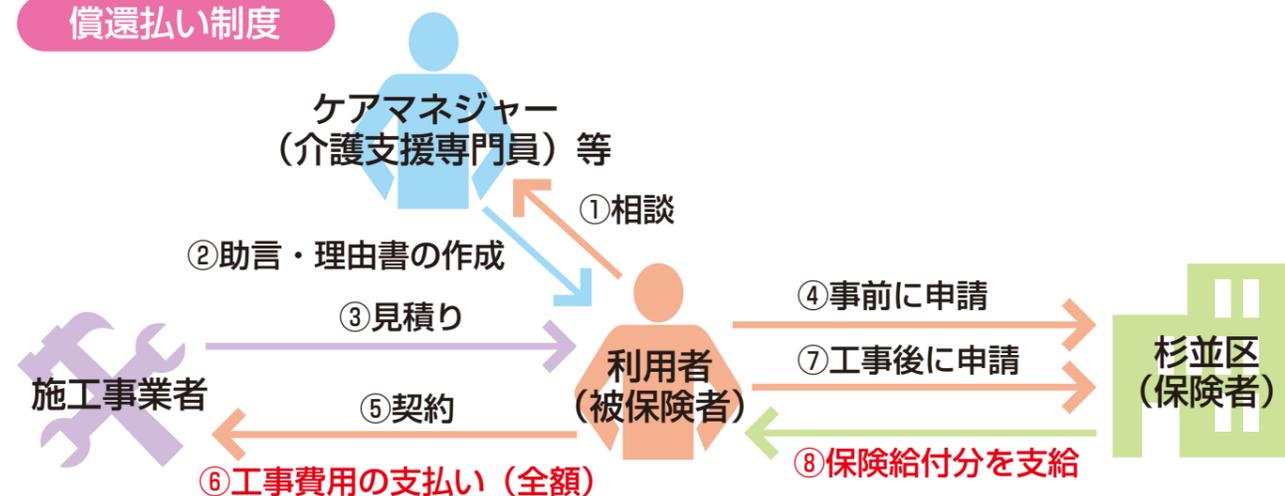
## 住宅改修費は、工事前に申請して確認書を受け取った後に工事を行い、工事終了後に認められた場合に支給されます

介護保険で住宅改修を行うには、要介護認定により要支援1・2/要介護1～5と認定されていることが前提となります。介護保険で利用できる費用の上限額は、要介護状態区分にかかわらず20万円で、利用者負担はその1割から3割となっています。

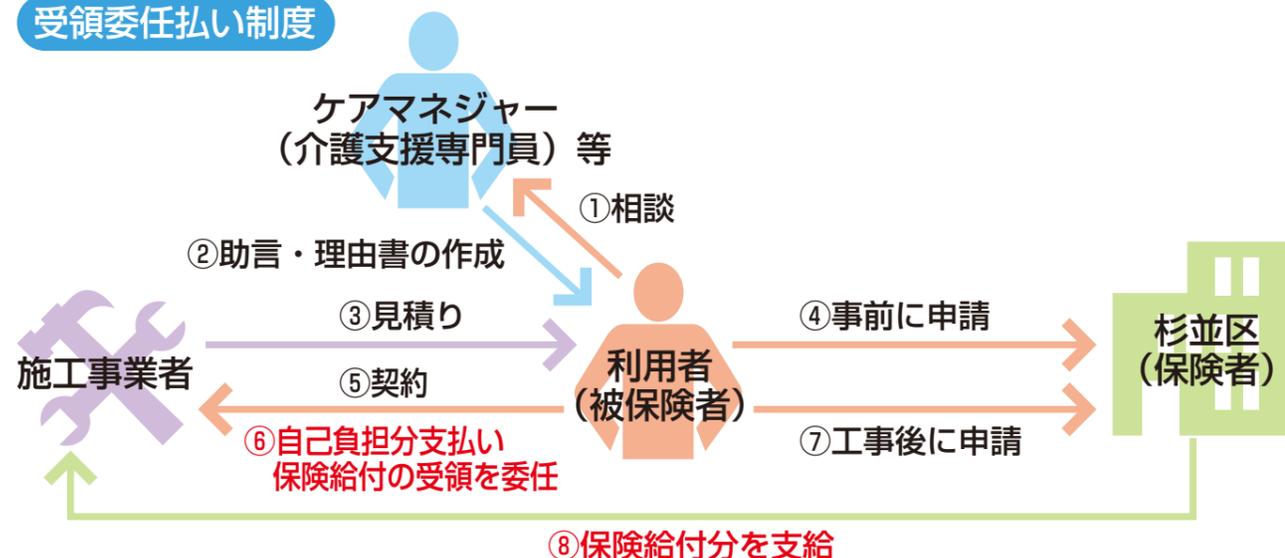
住宅改修費の支給については、工事前に介護保険課に申請をし、必ず、区が発行する確認書を受け取ってから工事に着手し、工事完了後施工業者に費用を支払います。その後、必要な書類をそろえて介護保険課へ提出し、その工事内容が介護保険の給付対象であると認められた場合（P3～5参照）に、費用の上限額（20万円）の9割から7割が支給されます。施工業者への支払い額や住宅改修費の支給方法は、償還払い制度と受領委任払い制度で異なります。

### 介護保険で利用できる上限額は20万円

#### 償還払い制度



#### 受領委任払い制度



## 手続きの流れ

### 1 要介護認定の申請

現在、要介護認定を受けていない人は、要介護認定の申請が必要です。

申請の受付窓口 ケア24（杉並区地域包括支援センター）、区役所介護保険課認定係

### 2 住宅改修が必要な理由書の作成

ケアマネジャー等に住宅改修をしたい旨を相談し、改修箇所を確認ののち住宅改修が必要な理由書（以下「理由書」という。）を作成してもらいます。

記載例は、P18・19をご覧ください。

理由書がない場合は、給付対象となりません。



#### 理由書の作成ができる人

- ・ケア24の担当職員
- ・ケアマネジャー（介護支援専門員）  
ケアプランの作成をお願いしているケアマネジャーに依頼してください。
- ・作業療法士・理学療法士  
退院のために病院でリハビリをしている人は、病院の作業療法士・理学療法士に依頼することもできます。
- ・福祉住環境コーディネーター（2級以上）  
改修を依頼する施工業者に福祉住環境コーディネーターがいれば、その人に依頼することもできます。

※現在ケアマネジャーが決まっていない人は、今後介護サービスを利用する際にケアプランを作成してもらう必要がありますので、この機会にケアマネジャーを探して依頼してください。（担当ケアマネジャーがいる場合は、必ず意見を聞き、改修内容について情報提供してください）

### 3 見積り依頼・改修前写真の撮影

受領委任払い制度の登録事業者の一覧は、杉並区公式ホームページに掲載しています。

理由書に基づいて、改修内容が決まったら施工業者へ見積りを依頼します。（償還払い制度は施工業者の指定はありませんが、受領委任払い制度は、登録事業者のみ利用できます）

※高額な改修、または疑問のある改修内容の場合には、必ず複数の施工業者から見積りをとりましょう。

改修予定箇所の日付の入った写真を撮影します。

## 4 住宅改修費の事前申請

下記の必要書類を揃えて、介護保険課給付係へ住宅改修費の申請（改修前）をします。

- 1 住宅改修費の支給申請書
- 2 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）原本及び写し  
※ケアマネジャー以外の方が作成した場合は、必ずケアマネジャーが申請書類一式を確認の上、署名または記名押印が必要です。  
※①、②については、償還払い制度と受領委任払い制度で様式が異なります。利用する制度に応じて、どちらかをご利用ください。
- 3 工事費見積書（被保険者本人の氏名が記載されたもの、作成日が入ったもの、改修箇所の内容・仕様・金額のわかるもの、社印の押印があるもの）
- 4 改修前写真（日付が入ったもの）
- 5 図面（改修前後の様子、動線などが確認できる平面図と立面図）  
借家・賃貸住宅の人は、
- 6 住宅の所有者の承諾書（契約している大家さんに作成してもらいます。公営住宅等でも必要です。）  
受領委任払い制度をご利用の人は、
- 7 受領委任払い制度に係る委任状（区指定の様式あり。）

住宅改修費の支給申請書等は、杉並区公式ホームページからダウンロード、出力することができます。



## 5 申請内容の確認

介護保険課給付係ではご提出いただいた上記書類を審査して、保険給付の対象になるかどうかの確認をします。区が確認書を発行しますので、必ず確認書を受け取ってから工事を着工してください。確認作業には、およそ1週間程度かかります。工事内容によっては、現地調査を行うため2週間程度かかる場合もありますので着工予定日までに余裕をもって申請してください。



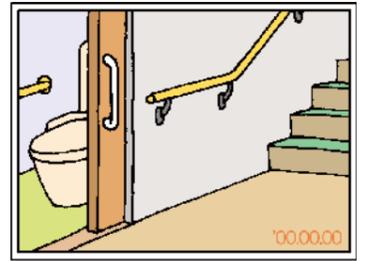
## 6 契約・改修工事

改修目的・工事内容・費用について、十分な説明を受け、契約内容を確認し、事前に契約書を交わしましょう。  
※改修着工前に見積りを取り、きちんと説明を受けて納得してから契約することをおすすめします。



## 7 完了検査・支払

- ・工事が契約内容や図面通りに行われているか確認しましょう。
- ・工事完了後、日付の入った改修終了箇所の写真を撮ります。
- ・検査確認後、施工業者に改修費用を支払い、領収書は被保険者本人名義で発行してもらいます。  
※改修費用の支払い額は償還払い制度と受領委任払い制度によって異なります。



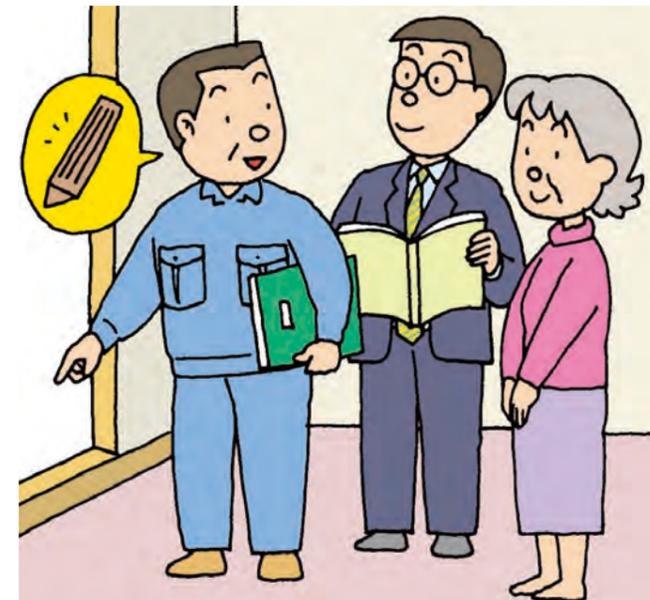
## 8 住宅改修費の支給

下記の必要書類を揃えて、介護保険課給付係へ住宅改修費の申請（改修後）をします。

申請後、1か月～1か月半程で支給されます。

※支給方法は償還払い制度と受領委任払い制度によって異なります。

- 1 領収書（必ず被保険者本人名義で発行してもらってください。申請時に領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば写しでも可）  
※受領委任払い制度の場合、介護保険の対象工事の総額のうち、自己負担割合に応じた金額を領収してください。
- 2 改修完了確認書（改修後の写真を添付する用紙）※着工日・完成日を記載してください。  
受領委任払い制度をご利用の人は、
- 3 請求書（区指定の様式あり。）  
※確認書を受け取った後で、工事内容の変更があった場合は、
- 4 工事内訳書等（改修箇所の内容、金額のわかるもの。社印の押印があるもの）



# 住宅改修申請書 記入例

## 償還払い制度

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書 ・  設備給付支給申請書

フリガナ 被保険者氏名	スギ ナミ タ ロウ 杉 並 太 郎	保険者番号	1 3 1 1 5 1
生 年 月 日	明・大・昭 8 年 9 月 10 日生	被保険者番号	0 0 0 9 9 9 9 9 9 9
改修する住宅 どちらかに○印	<input checked="" type="radio"/> 自宅 借家 → 所有者氏名 ( ) 本人との関係 ( )	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2
該当に○	住宅改修の種類 (介護)	(設備給付)	業者名 (株) ○○建設
<input checked="" type="radio"/>	手すりの取付け		着工予定日 令和 ○年 6月 1日
<input checked="" type="radio"/>	段差の解消	浴槽の取替え	着工日 年 月 日
	床材等の変更		完成日 年 月 日
	扉の取替え		領収日 年 月 日
	便器の洋式化	便器の洋式化	改修費用 183,000円
		流し・洗面台の取替え	備 考
杉並区長 あて 上記のとおり関係書類を添えて申請・請求します。 令和 ○年 5 月 10 日 提出日を記載する 申請者 (被保険者本人) 住所 杉並区阿佐谷南一丁目15番XX号 電話 03 (3312) 2339 氏名 杉 並 太 郎			
添 付 書 類	理由書(2部)・工事内訳書(見積書)・改修前写真・図面・承諾書		

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・設備給付費を下記の口座に振り込んでください。

申請者本人口座	杉 並	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード 0 0 0 0	本店 萩 窪	支店 出張所	店番号 0 0 0
① 普通 ② 当座 ③ その他	口 座 番 号 9 9 9 9 9 9 9	フリガナ 口座名義人	スギ ナミ タ ロウ 杉 並 太 郎			
受取 方法書	・ケアマネ ・ <b>工業者</b> ・本人(家族)	窓 送付先 〒 郵	確認書の受け取り方法に○印	来窓 所者口	・ケアマネ ・ <b>工業者</b> ・本人(家族)	

【区記入欄】 \* 確認書発送日 / 窓口交付日 / 交付者 ( )

受給資格	支援( )/介護( )	年 月 日~ 年 月 日	給付実績	無/有( )			
介護	給付対象額	円	口座入力	申請入力	決定入力	事前	事後
	支給決定額	円					
設備	給付対象額	円	保険料段階	負担割合			
	支給決定額	円		1割・2割・3割	No.	No.	

☆申請書等の書類はホームページからダウンロードできます。

## 受領委任払い制度

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費兼設備給付支給申請書（受領委任払い制度）

フリガナ 被保険者氏名	スギ ナミ ハナ コ 杉 並 花 子	保険者番号	1 3 1 1 5 1
生 年 月 日	明・大・昭 9 年 10 月 11 日生	被保険者番号	0 0 0 0 9 9 9 9 9 9 9
改修する住宅 どちらかに○印	<input checked="" type="radio"/> 自宅 借家 → 所有者氏名 ( ) 本人との関係 ( )	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
負 担 割 合	<input checked="" type="radio"/> 1・2・3割	給付制限	有/無
年 月 日 ~ 年 月 日			
該当に○	住宅改修の種類 (介護)	(設備給付)	業者名 (株) △△工務店
<input checked="" type="radio"/>	手すりの取付け		必ずご本人の最新の被保険者証を確認し、記載してください。 令和 ○年 5月 1日
<input checked="" type="radio"/>	段差の解消	浴槽の取替え	着工日 年 月 日
<input checked="" type="radio"/>	床材等の変更		完成日 年 月 日
	扉の取替え		領収日 年 月 日
	便器の洋式化	便器の洋式化	改修費用 152,000円
		流し・洗面台の取替え	備 考
杉並区長 宛 上記のとおり関係書類を添えて申請・請求します。 令和 ○年 5 月 10 日 受領委任払い制度取扱事業者登録を受けている事業者名等を記載してください。 申請者 住所 杉並区阿佐谷南一丁目15番〇〇号 電話 03 (3312) 2111 氏名 杉 並 花 子			
添 付 書 類	受領委任に係る委任状・理由書(2部)・工事内訳書(見積書)・改修前写真・図面・承諾書		

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・設備給付費を以下の受領委任払い制度登録事業者の口座に振り込んでください。

所在地	杉並区高円寺南二丁目24番XX号
事業者名	(株)△△工務店
受領委任払い制度 登録番号	0 0 0 0
受取 方法書	・ケアマネ ・ <b>工業者</b> ・本人(家族)
窓 送付先 〒 郵	確認書の受け取り方法に○印
来窓 所者口	・ケアマネ ・ <b>工業者</b> ・本人(家族)

【区記入欄】 \* 確認書発送日 / 窓口交付日 / 交付者 ( )

受給資格	支援( )/介護( )	年 月 日~ 年 月 日	給付実績	無/有( )				
介護	給付対象額	円	貸付	事業者登録	申請入力	点検	事前	事後
	支給決定額	円	無/有	済/未				
設備	給付対象額	円	給付制限	保険料段階	負担割合			
	支給決定額	円	無/有		1割・2割・3割	No.	No.	

☆申請書等の書類はホームページからダウンロードできます。



# 工事見積書（内訳書） 記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

杉並 花子 様

## 御見 積書

会社名 株式会社〇〇工務店  
 住所 〒166-0004 阿佐谷南△-社判  
 TEL 03-1234-5678 FAX 03-1234-5679  
 担当者 〇〇 〇〇

下記のとおり御見積り申し上げます

御見積金額(税込)	¥189,600
-----------	----------

件名：杉並花子様邸住宅改修工事

住所：杉並区阿佐谷南1-15-1

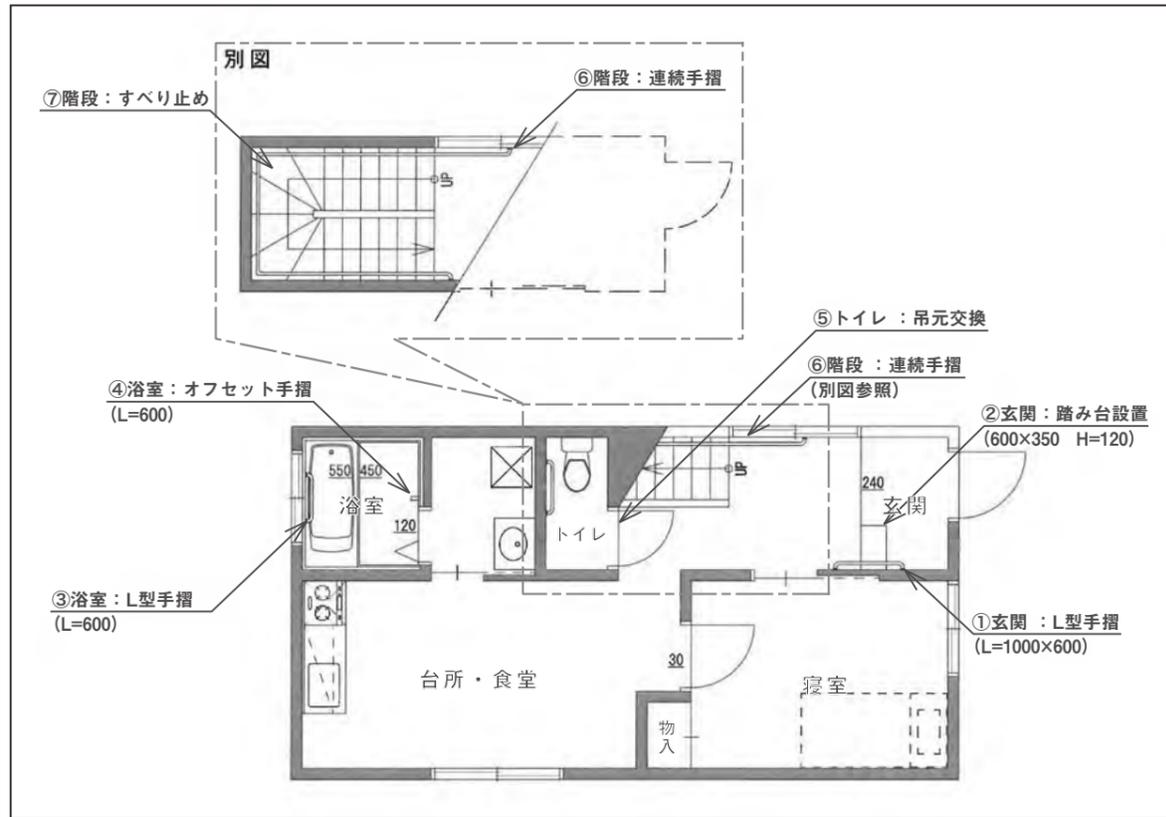
番号	改修場所	名称	内容	商品名・規格・寸法	介護保険対象部分				対象外部分				算出根拠	備考
					数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額		
①	玄関	L型手すり	手すり 1000*600mm	TOTO EWT22/24AG35	1	本	5,580	5,580					定価¥6,200	
			直付エンドブラケット	TOTO EWT11BE35Z	2	個	945	1,890					定価¥1,050	
			コーナーブラケット	TOTO EWT11BL35S	1	個	1,530	1,530					定価¥1,700	
			L付受ブラケット	TOTO EWT10BU35N	1	個	855	855					定価¥950	
			取付け費		1	式	10,000	10,000						
②	玄関	踏み台設置	踏み台	安寿 535-564 (60W-30-1段)	1	台	16,000	16,000					定価¥18,200	
			取付け費		1	式	3,000	3,000						
③	浴室	I型手すり	樹脂手すり 500	TOTO TS134GY5S	1	本	9,280	9,280					定価¥11,600	
			取付け費		1	式	5,000	5,000						
④	浴室	オフセット手すり	樹脂手すり 600	TOTO TS134GDY6S	1	本	10,560	10,560					定価¥13,200	
			取付け費		1	式	6,000	6,000						
⑤	トイレ	吊元交換	施工費		1	式	11,000	11,000						
⑥	階段	連続手すり	手すり 2100*900*1500	TOTO EWT22/24AG35	2	本	5,650	11,300					定価¥6,200	
			L付エンドブラケット (R)	TOTO EWT10BE35RZ	1	個	1,200	1,200					定価¥1,250	
			L付エンドブラケット (L)	TOTO EWT10BE35LZ	1	個	1,200	1,200					定価¥1,250	
			直付フレキシブルブラケット	TOTO EWT14BF35R	3	個	3,700	11,100					定価¥4,900	
			入隅コーナーブラケット	TOTO EWT11BC35	2	個	3,350	6,700					定価¥3,650	
			L付受ブラケット	TOTO EWT10BU35N	6	個	860	5,160					定価¥950	
			後付補強板	TOTO EWT24DB1US	1	本	10,500	10,500					定価¥12,600	
			取付け費		1	式	15,000	15,000						
⑦	階段	すべり止め	スペラーズ	屋内用14本入り (ファーストリフォーム1897-3905) 茶W670mm	2	セット	5,650	11,300					定価¥5,940	
			取付け費		1	式	11,000	11,000						
			諸経費		10	%		16,516						
			調整値引き					-9,307						
			小計					172,364						
			消費税		10	%		17,236						
			合計					189,600						

### 記載にあたっての注意事項

- ①あて名は、必ず被保険者本人の氏名あてで作成してもらってください。
- ②場所、名称、工事内容、仕様、数量、単価（定価）等を区分して記載してください。
- ③「材料費（仕様を明記）」、「取付け・施工費（人件費）」と「諸経費等」はきちんと分けてください。  
 「材工一式」や「雑費」等の表示は、材料の仕様や対象範囲等が不明確となるのでやめてください。  
 内容が不明瞭な項目名称は使用しないでください。

- ④給付対象外の工事を併せて行う場合は、介護保険対象部分を抽出し、その工事範囲（〇㎡中の〇㎡）を明示してください。  
 対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分して、その根拠を示してください。
- ⑤見積時の内容と変更があった場合は、工事着工前に区役所までご連絡ください。提出書類の差替・追加が必要となります。理由書等に記載がない工事や、事前連絡がない変更等は給付対象外になるため、見積時には十分な検討をお願いします。
- ⑥工事内容により、使用部材の機能が確認できるカタログ（コピー）や工事施工中の写真の提出を求められることがあります。

## 平面図 記載例



### 図面作成にあたっての注意事項

- ①「段差の解消」など、メジャー等をあてた写真の提出が必要な工事の場合には、「平面図」と「立面図」の両方を作成してください。
- ②作成した図面には、寸法の記載をしてください。
- ③工事箇所のみを図面だけではなく、申請者の生活動線が分かるような図面の作成をお願いします。
- ④図面内の工事箇所には通し番号を付けていただき、「理由書」・「見積書（工事内訳書）」・「図面」などが一連の物として確認できるようにしてください。



## 住宅改修 改修前写真添付用紙・住宅改修完了確認書

この書式に改修前・改修後の写真を添付してください。

写真枚数が多い場合は、別に写真をまとめて提出いただいても結構です。

ただし、下記の用紙をあたま紙として使用してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・移送区高齢者住宅改修給付事業設備給付費の支給にかかる  
住宅改修 改修前写真添付用紙

被保険者氏名	保険者番号 1 3 1 1 5 1		
	被保険者番号 0 0 0		
住宅改修種類	手すりの取付け 扉の取替え	段差の解消(浴槽の取替え) 便器の洋式化	床材等の変更 流し・洗面台の取替え
着工予定日	平成 年 月 日	完成予定日	平成 年 月 日

改修前の写真を添付してください。

**(事前申請時に提出)**

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費・移送区高齢者住宅改修給付事業設備給付費の支給にかかる  
住宅改修完了確認書

被保険者氏名	保険者番号 1 3 1 1 5 1		
	被保険者番号 0 0 0		
住宅改修種類	手すりの取付け 扉の取替え	段差の解消(浴槽の取替え) 便器の洋式化	床材等の変更 流し・洗面台の取替え
着工日	平成 年 月 日	完成日	平成 年 月 日

改修後の写真を添付してください。

**(事後申請時に提出)**

### 写真撮影にあたっての注意事項

- ①写真（デジタルカメラでも可）は、**撮影日が分かるように**してください。  
日付機能のないカメラでの撮影の場合は、日付を書いたボード等を画面に写し込んでください。
- ②必ず、**すべての改修箇所の写真**を撮影してください。  
**写真が不足している場合は、その箇所の工事相当額が給付対象外となります。**  
写真が不鮮明な場合は、再度撮りなおしてもらったこともあります。
- ③改修前・後の写真は、**同じ構図・角度**で写してください。
- ④写真の構図については、**工事内容や部材の仕様が確認できるように**配慮してください。  
・手すりについては、**長さや部材数量等の確認のため、画面途中で切れないように**してください。ただし、階段等長い手すりについては、角度を変えて何枚かに分けて撮影してください。  
・工事完了後に確認できなくなる工事内容や仕様については、**工事途中の状態**を撮影してください。  
・改修箇所を写真と図面で確認するため、居室等の扉を開けた状態を撮影してください。  
・床材の変更など、面積が算出基礎になっている工事については、**対象面積部分をすべて**写しこんでください。  
・段差解消工事については、**メジャー等を使用し、改修前後の段差がどのくらい変わったか分かる角度で撮影**してください。（写真は、メジャー全体が写っているもの、**数値が確認できるもの**）

## 領収書（受領委任払い制度利用時） 記載例

①

領 収 書	〇〇年×月△日
<u>杉並 太郎 様</u>	
金額	¥10,000-
但 介護保険住宅改修費（1割負担分）	
収入印紙	社判
事業所所在地	
事業所名称	

①負担割合が1割で、工事総額10万円（給付対象外工事無し）の工事を行った場合  
 $100,000円 \times 0.1 = 10,000円$

②

領 収 書	〇〇年×月△日
<u>杉並 太郎 様</u>	
金額	¥70,000-
但 介護保険住宅改修費（1割負担分¥10,000） 支給限度額超過分（¥60,000）	
収入印紙	社判
事業所所在地	
事業所名称	

②支給限度額を超過する場合（過去に住宅改修の支給を受けている場合）  
 負担割合が1割で、工事総額160,000円の工事を行ったが、  
 支給限度額の残りが100,000円の場合  
 （1割負担分） $100,000円 \times 0.1 = 10,000円$   
 （支給限度額超過分） $160,000円 - 100,000円 = 60,000円$   
 $10,000円 + 60,000円 = 70,000円$

### 記載にあたっての注意事項

上記①～④は受領委任払い制度を利用した場合の領収書の記載例です。領収書に記載する金額は、工事総額のうち、自己負担分のみとなります。領収金額の計算方法については、①～④をご確認ください。

③

領 収 書	〇〇年×月△日
<u>杉並 太郎 様</u>	
金額	¥11,093-
但 介護保険住宅改修費（3割負担分）	
収入印紙	社判
事業所所在地	
事業所名称	

③支給額の1円未満の端数処理について  
 負担割合が3割で、工事総額が36,975円（給付対象外工事無し）の工事を行った場合  
 $36,975円 \times 0.7 = 25,882.5円$ （保険給付分の7割を先に計算し、小数点以下を切り捨てる。）  
 $36,975円 - 25,882円 = 11,093円$

④

領 収 書	〇〇年×月△日
<u>杉並 太郎 様</u>	
金額	¥77,000-
但 介護保険住宅改修費（1割負担分¥17,000） 対象外工事費（¥60,000）	
収入印紙	社判
事業所所在地	
事業所名称	

④介護保険の対象になる工事と対象外工事を行った場合  
 負担割合が1割で、工事総額が230,000円、うち給付対象外工事が  
 60,000円の工事を行った場合  
 $(230,000円 - 60,000円) \times 0.1 = 17,000円$   
 $17,000円 + 60,000円 = 77,000円$

※負担割合は原則として領収日（領収書の日付）時点の負担割合を適用します。工事完成日と領収書記載日が、負担割合変更前と変更後で月をまたいだ日付となることのないようご注意ください。やむを得ず、工事完成日と領収書記載日が月をまたがり、負担割合がそれぞれ異なる場合は、個別に杉並区で負担割合の判定を行いますので、お問い合わせください。

# 住宅改修を行うときに注意したいこと



## 改修を依頼する前に、よく検討する

いったん住宅改修を行うと、簡単には修正ができません。利用者や家族にとって真に役立つ改修を行うためには、次のような点について、関係者全員で検討してみる必要があります。

- 利用者の心身の状況や日常生活の動線について
- 住宅の状況について
- 福祉用具の利用について
- 家族構成について
- 住宅改修の予算について



※まずは「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらいましょう

## 改修の内容について、専門家に相談する

住宅改修を行う際には、ケアマネジャーが調整役となって、相談に応じたり、必要な書類を用意したりします。利用したいその他の在宅サービスとあわせ、ケアプラン全体の中でどのような住宅改修が必要なのかを検討するためにも、担当ケアマネジャーとよく話しあいましょう。

しかし、ケアマネジャーは必ずしも住宅改修の具体的な内容——たとえば、どの位置にどんな形の手すりをつければよいかなど——にくわしいとは限りません。利用者の心身の状況をよく知る医師や理学療法士などの専門家を紹介してもらおうなどして、より具体的なアドバイスを受けるとよいでしょう。

## 信頼できる施工事業者を選び、必ず事前申請をする

住宅改修はその他の介護サービスと違って、都道府県による事業者の指定制度がなく、どんな施工事業者でも介護保険による住宅改修が行えます。それだけに、施工事業者を選定する際には、十分な検討が必要です。次のような点に気をつけましょう。また、必ず区役所に事前の申請をして審査を受けましょう。

- 高齢者の住宅改修に実績があるか
- アフターサービスがしっかりしているか
- 介護保険の対象となる改修、対象とならない改修が明確にされているか
- 予算に応じた改修プランをたててくれるか
- 地域での評判はどうか
- 複数の施工事業者を比較検討してみたか



## 住宅改修にかかわるトラブル相談事例

### 事例1 「介護保険でできる」といわれたが、実際は対象外だった。

訪問販売業者に「介護保険で改修できる」といわれ、50万円の住宅改修契約をし、内金として20万円支払ったが、後日、ケアマネジャーに「その工事は対象にならないし、介護保険で利用できるのは20万円まで」といわれた。

**対処法** 必ず、事前に区役所へ申請し審査を受けること。万一、契約してしまっても、クーリング・オフ期間内であれば契約解除を申し出る。期間を過ぎても、工事前なら返金を要求する。工事途中の場合は中止するか、工事の内容を、介護保険対象のものに変更させる。



### 注意点 訪問販売や電話勧誘で安易に契約しない。

「介護保険でできるから」と言われて、実際には対象外の改修工事まで契約してしまうトラブルが増えています。対象となる改修かどうか、ケアマネジャーや区役所に事前に相談しましょう。訪問販売や電話勧誘で安易に契約しないことも大切です。

### 事例2 工事がずさんで役に立たない。やり直してもらいたいが……

設置した手すりの位置が高すぎて役に立たない、段差の解消も仕上げが雑である。やり直してもらいたいが、追加工事になり10万円かかるといわれた。

**対処法** 交渉によりやり直しを。しかし施工事業者によって対応が異なり、難しい面もある。区役所へも一報を。



### 注意点 施工事業者は慎重に選ぶ。専門家にも相談。

施工事業者の中には、高齢者の住宅改修に関する知識や技術が不足しているところもあります。複数の選択肢の中から慎重に選ぶとともに、ケアマネジャーを含めた専門家に相談し、事前に改修内容をよく検討しましょう。

トラブル相談先 ▶ 区役所介護保険課給付係、消費生活センターなど

※国民生活センター資料をもとに作成

# 福祉用具の利用もいっしょに考えましょう



## 住宅改修と福祉用具の利用はセットで考える

介護保険では、要支援／要介護と認定された人に対して、「福祉用具貸与」「福祉用具購入費の支給」のサービスがあります。住宅改修と福祉用具の利用は、身体機能の低下をハードの面から補う役目を果たすものとして、一体的に考える必要があります。たとえば浴室改修の代わりに福祉用具のすのこや入浴台を使う、逆に車いす利用のために、住宅改修でスロープを設置するなど、両者をうまく組み合わせることで、効果的に住まいを整えることが可能になります。

限られた費用のもとで住宅改修を有効に行うためにも、「福祉用具の利用で何が可能か、その上でどの部分に改修が必要か」という視点を持って検討を行いましょう。

### 購入費支給の対象品目

<p><b>●腰掛便座</b></p> <p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式またはスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの ④ポータブルトイレ（室内で利用できるものに限る） ⑤便座の底上げ部材 ⑥水洗ポータブルトイレ</p>	<p><b>●自動排泄処理装置の交換可能部品</b></p> <p>次の要件を全て満たすもの ○レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの ○要介護者またはその介護を行う者が容易に交換できるもの</p>	
<p><b>●入浴補助用具</b></p> <p>①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台（バスボード） ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト</p>	<p><b>●排泄予測支援機器</b></p> <p>ぼうこう 膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等またはその介護を行う人に通知するもの</p>	
<p><b>●簡易浴槽</b></p> <p>空気式など容易に移動でき、居室で入浴可能なもの</p>	<p><b>●移動用リフトのつり具部分</b></p> <p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>	<p><b>●費用について</b></p> <p>1年間（4月から翌3月まで）に10万円を限度額として、購入費の1割から3割が自己負担となります。 支給方法は、償還払い制度と受領委任払い制度の2種類があります。</p> <p>※保険給付ができるのは、原則、1品目につき一度までです。</p>

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、貸与または購入のいずれかを利用者が選択できるようになりました。購入を選択した場合は、特定福祉用具販売(P28 購入費支給の対象品目)の扱いになります **令和6年4月から**

### 貸与の対象品目

<p><b>●車いす</b></p> <p>①自走用車いす ②電動車いす ③介助用車いす ④介助用電動車いす</p>	<p><b>●車いす付属品</b></p> <p>①クッションまたはパッド ②電動補助装置 ③車いすに装着するテーブル ④ブレーキ</p>	<p><b>●体位変換器</b></p> <p>からだの下に入れて、仰臥位（あおむけ）から側臥位または座位へ体位交換をする空気パッド等（体位を保持するだけのものは除く）</p>
<p><b>●特殊寝台</b></p> <p>サイドレール付き、あるいは取り付け可能なものであって、傾斜角度の調節機能あるいは昇降機能があるもの</p>	<p><b>●特殊寝台付属品</b></p> <p>①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード・スライディングマット ⑥介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）</p>	<p><b>●床ずれ防止用具</b></p> <p>体圧を分散させ圧迫部位への圧力を減じるもの ①エアーマット ②その他の材質の全身用マット</p>
<p><b>●スロープ★</b></p> <p>段差を解消するためのもので、持ち運びが容易にでき、取り付け工事が必要としないもの</p>	<p><b>●手すり</b></p> <p>床にすえ置いて使用するもの等、取り付け工事を必要としないもの</p>	<p><b>●歩行器★</b></p> <p>移動時に体重を支え、歩行を補助するもの</p>
<p><b>●歩行補助つえ★</b></p> <p>①松葉づえ ②カナディアン・クラッチ ③ロフストランド・クラッチ ④プラットホームクラッチ ⑤多点杖</p>	<p><b>●移動用リフト(つり具を除く)</b></p> <p>取り付け工事に住宅改修を必要としないもの ①床走行式（階段移動用を含む） ②固定式（居室、浴室、浴槽などに固定。垂直移動の入浴用リフトを含む） ③据置式（段差解消機、立ち上がり用いすを含む）</p>	<p><b>●認知症老人徘徊感知機器</b></p> <p>認知症の高齢者が屋外に出ようとしたとき、または屋内のある地点を通過したとき（ベッドや布団などを離れたときを含む）に、センサーにより感知し、家族や隣人などへ通報するもの</p>
<p><b>●自動排泄処理装置</b></p> <p>次の要件を全て満たすもの ○尿または便が自動的に吸引されるもの ○尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの ○要介護者またはその介護を行う者が容易に使用できるもの</p>	<p><b>●費用について</b></p> <p>貸与（レンタル）費用の1割から3割が利用者負担となります。他の在宅サービス（居宅サービス区分）とあわせて、要介護状態区分別に、1か月の支給限度額が決まっています。</p>	

### 適切な福祉用具を選ぶためのチェックポイント

- 使う人の身体にあっていますか

小さすぎる、大きすぎて使いづらい、無理な姿勢を強いられる、身体に痛みが生じるといったことはありませんか。

- 本人や介護者が無理なく操作できますか

多大な力が必要、操作が複雑だといったことはありませんか。

- 福祉用具を利用できる環境ですか

十分なスペースがない、段差があって利用できないといったことはありませんか。